

て同然請業するに至つたのである。

よ、イロ野人夫が賃金の不平を訴へ、翌二十日藤井
兼吉四郎に就き、當番人夫が八世燈の支拂をせよと云ふ
業員二十八名に對して其の訴を高くして、兼吉四郎
中へ送る事、同月二十六日の賃金支拂の期に、イロ野
兼吉四郎の代表として、金島、藤澤寺、日蓮圓、藤井
本工藤村、月二十日、藤澤寺に於て、その訴を
兼吉四郎の代表として、藤澤寺に對して、其の訴

五、兼吉四郎の風因

四、兼吉四郎の代表として、藤澤寺全員

三、兼吉四郎の代表として、藤澤寺全員

二、兼吉四郎の代表として、藤澤寺三共藤大銀株

一、兼吉四郎の代表として、藤澤寺土木出張所、兼吉四郎、藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺

内藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺、藤澤寺

法人 協同會 福岡出張所
法人 協同會 福岡出張所

六、争議の経過

(1) 要求書提出

労働者側に於ては各村より三名宛の人夫代表者を選び、
大城、金島兩村長並に村有志を介して賃銀値上を中心に
左記要求書を提出したのである。

要求事項

一、労働時間を八時間（現在は午前六時より午後五時迄の
十一時間、内三十分休憩）とし最低賃銀を一圓とする
こと。

二、現場監督を緩和すること。

三、各ト口線に一人宛給水人夫を置くこと。

四、作業用圓匙其他器具を貸與すること。

五、作業中の傷害者に對しては治療費全額負擔と日給の八